若者が誇りを持てる希望に満ちた明るい未来の建設産業をめざして！

日本建設職人社会振興連盟新聞

〒103-0001　東京都中央区日本橋小伝馬町 15-18　TEL 03-3639-0650　FAX 03-3639-0640
www.kenshokusharen.jp　info@kenshokusharen.jp
Vol.12

すべての建設職人の安全と収入を担保するための決め手!!

ＥＵ型コーディネーター制度導入を提言

第７回建設職人基本法国会議員超党派フォローアップ推進会議

〝今の日本と同様、深刻な建設労働災害に直面していたＥＵ〟

ＥＵはコーディネーター制度により建設職人社会が明るい社会へと大きく変貌

有志国会議員 欧州視察団報告書

建設職人基本法超党派国会議員フォローアップ推進会議（議長・二階俊博自民党幹事長）の第7回会合が18年11月13日、衆議院議員会館国際会議室で開かれました。建設安全衛生対策に関する欧州視察団が、先進地域のドイツとイタリアにおける取り組みを報告。ＥＵ（欧州連合）指令に基づく発注者とその代理人としてのコーディネーター（安全調整者）による安全対策が奏功している現状をふまえて、「ＥＵの制度を参考に日本でもコーディネーターを中核とする建設業安全衛生システムの抜本的な改革が必要」と強く提言。出席された議員や関係団体代表者からも賛同する意見が相次ぎました。

同推進会議の有志による欧州視察団には、増子輝彦議長代理と櫻田義孝幹事長、富田茂之幹事が参加。日本建設職人社会振興連盟の小岸昭義青年部会長と大仲孝明青年部副会長らが随行し、8月に視察を行いました。

ドイツでは足場組同業組合（ＢＧ―ＢＡＵ）、政府建設現場安全検査機構及び建設業同業者保険組合（ＤＧＵＶ）の3ヵ所、イタリアでは建設系労働組合ＦＩＬＬＥＡと全国労働基準監督署（ＩＮＬ）の2ヵ所で、それぞれ官民の政策当局者・実務担当者と意見を交換するとともに、足場の施工状況を中心に現場を視察しました。

ＥＵ指令の制定背景

報告書によると各国の取組みの基礎となる部分には92／57／ＥＥＣ「仮設又は移動型の工事現場についての指令」というＥＵ指令がありました。**指令制定前の80年代のヨーロッパにおける建設災害事情は現在の日本のように相当深刻な状況にありました。**ＥＵ各国では指令に準拠した法令制定など制度整備を進めたことにより労働災害の抑制、減少に大きな成果を収めることができました。日本に比べＥＵ各国の労働災害発生件数は**ドイツが3分の1、イギリスは5分の1、イタリアではコーディネーター制度義務化後5年で半減**しています。

コーディネーター制度

制度改善の中核は**コーディネーターの導入**です。コーディネーターは本設工事とは別枠の安全対策仮設工事全般について、発注者、元請及び下請などあらゆる関係者の権利、利益を守るために活動するための十分な知識経験を有する専門家で、発注者により任命されます。ドイツでは全国に約7500人在職しています。コーディネーターは安全対策仮設工事について**安全のための計画**を自ら作るか、又は元請の作成した計画を承認し、計画に基づき安全対策仮設工事を積算又は積算のチェックを行う重要な役割を担います。さらに、**対策工事や安全点検の実施について元請、下請に指示する**ほか、その工事費の確保にも目を光らせます。これらにより発注者は安心して元請と請負契約を結ぶことが出来、さらに下請にも明確化された、つまり「**見える化」された安全対策仮設工事費が確実に支払われる**こととなっています。

席上、有志視察団は「日本でも、発注者と元請、下請間を調整・仕切る権限を持つ第三者（コーディネーター）で制度を参考に思い切った改善の必要性を感じた」と強調しました。

FILLEA（イタリア）での視察

DGUV（ドイツ）での視察

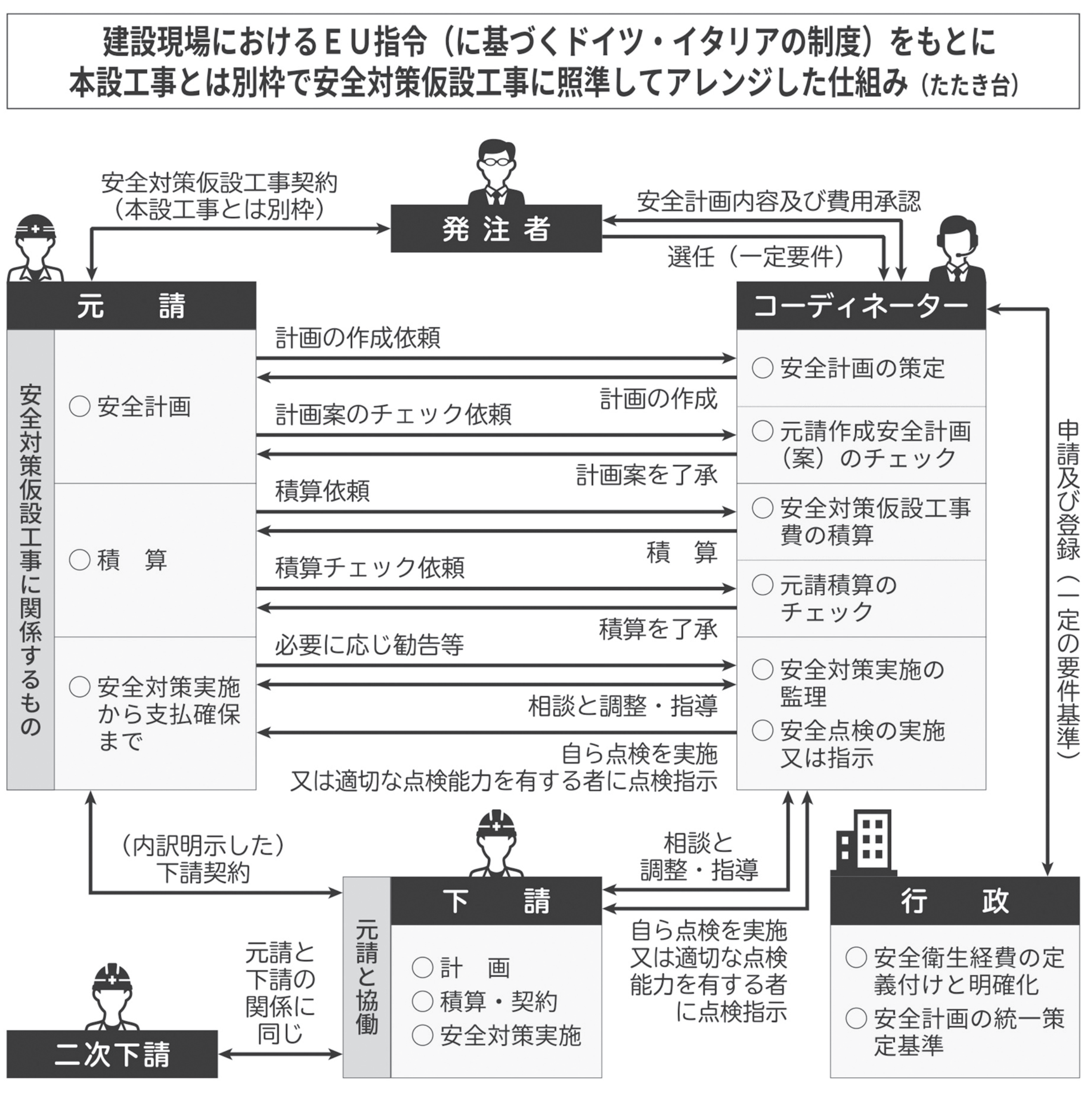
建設現場におけるＥＵ指令（に基づくドイツ・イタリアの制度）をもとに
本設工事とは別枠で安全対策仮設工事に照準してアレンジした仕組み（たたき台）
安全対策仮設工事契約（本設工事とは別枠）
発注者
安全計画内容及び費用承認
選任（一定要件）
元　請
安全対策仮設工事に関係するもの
○安全計画
○積　算
○安全対策実施から支払確保まで
コーディネーター
○安全計画の策定
○元請作成安全計画（案）のチェック
○安全対策仮設工事費の積算
○元請積算のチェック
○安全対策実施の監理
○安全点検の実施又は指示
計画の作成依頼
計画の作成
計画案のチェック依頼
計画案を了承
積算依頼
積　算
積算チェック依頼
積算を了承
必要に応じ勧告等
相談と調整・指導
自ら点検を実施又は適切な点検能力を有する者に点検指示
申請及び登録（一定の要件基準）
（内訳明示した）下請契約
下　請
元請と協働
○計　画
○積算・契約
○安全対策実施
相談と調整・指導
自ら点検を実施又は適切な点検能力を有する者に点検指示
行　政
○安全衛生経費の定義付けと明確化
○安全計画の統一策定基準
二次下請
元請と下請の関係に同じ

① 発注者がコーディネーターを選任する。コーディネーターは行政（国）の基準に基づき、経験・知識等一定の要件を具備する者とする。（なお、低層住宅など個人の発注に係るものの取扱いについては、より一層国民の理解を得る必要性がある。）
② 行政は安全衛生経費の定義付けを明確に示すとともに、コーディネーターが作成すべき安全計画の策定基準を統一化する。
③ 安全計画は、コーディネーター作成の場合、コーディネーターが計画内容を元請に指示をする。元請作成の場合、コーディネーターにそのチェックを依頼し了承を得る。安全計画に基づく安全対策仮設工事費の積算も同様である。
④ 発注者と元請との安全対策仮設工事契約においては元請としての適正な管理費を計上する。元・下請間も同様である。
⑤ 積算については最低基準として「物価本」又は「設計労務単価」を参照する。
⑥ コーディネーターは発注者と工事施工者の間に立って、主導的に調整・指示する。
⑦ 発注者、元請又は下請は安全対策仮設工事契約（下請契約）における安全衛生経費の計上や安全監理について、コーディネーターの相談・指導を受けるとともに、必要に応じコーディネーターに調整を依頼する。
⑧ コーディネーターは安全調整計画に基づき自ら安全点検の実施又は適切な点検能力を有する者に点検指示をする。
⑨ 下請契約を結ぶ場合、下請は内訳明示した見積書を提出して元請と協議する。

日本版コーディネーター制度のたたき台を提案

抜本的改革の３つの理念

① 発注者、元請、下請のあらゆる関係者の権利・利益を同格・対等に保護する。

② 本設工事の費用とは別枠で安全対策仮設工事の内容とその費用を明確化（見える化）する。

③ 安全対策仮設工事の安全計画の明確な基準を定め統一化する。（誰が計画しても同じ内容となる。）

有志視察団は安全衛生システムの抜本的改革を3つの理念＝右＝のもとに推進することを提言しました。

安全対策の実現には、コーディネーターを中核とした仕組みの構築が必要であると指摘しました。

それを踏まえて有志視察団は「建設現場におけるＥＵ指令（に基づくドイツ・イタリアの制度）をもとに本設工事とは別枠で安全対策仮設工事に照準してアレンジした仕組み（たたき台）」＝上図＝を示しました。

たたき台では発注者が行政の基準に基づき経験・知識など一定の要件を持つコーディネーターを選任。行政は安全衛生経費の定義付けを明確に示すとともに、安全計画の策定基準を統一化すること、また、安全計画はコーディネーターが作成する場合は、計画内容を元請に指示。元請が作成する場合はコーディネーターにチェックを依頼して了承を得ることとし、計画に基づく安全対策仮設工事費の積算も同様とし、さらに発注者と元請との安全対策仮設工事契約においては、元請としての適正な管理費を計上。元・下間も適用とします。

コーディネーターは発注者と施工者の間に立ち、主導的に調整・指導します。契約における安全衛生経費の計上や安全監理はコーディネーターの相談・指導を受けるとともに、必要に応じて調整を依頼。コーディネーターは安全調整計画に基づき自ら安全点検の実施または適切な点検能力を持つ者に点検指示。下請契約を結ぶ場合、下請は内訳明示した見積書を提出して元請と協議するとしています。

有志視察団報告の内容に共鳴する意見相次ぐ

出席国会議員

井上義久議長代行（公明）

ヨーロッパの報告においてのコーディネーター制度を中心にして安全確保、安全点検について、これまでの元請・下請関係とは別の第三者の目で確認する仕組みは検討する価値があるのではないかと思う。先般の参議院予算委員会において、厚生労働大臣は初めて、「手すり先行工法」は厚労省として墜落・転落災害防止に有効であると答弁されており、これをベースに実効ある対策を講じてほしい。

増子輝彦議長代理（国民）

有志視察団の立場として、コーディネーターを中核とした本設工事の費用とは別枠で安全対策仮設工事の内容とその費用を明確化（見える化）することのたたき台として作成したので、議連メンバー各位、関係者からのご指摘、ご批判をお願いしたい。また、コーディネーター制度の我が国への導入、方策等については、現在行われている国交、厚労両省の実務者会議の場に反映していただくよう要望する。

櫻田義孝幹事長（自民）

欧州視察をしたが、安心、安全のためには規制が相当厳しくなったことが死亡災害の減少に繋がっている。安全対策を工夫していくことが重要。安全、命を大事にされるような業種にならないと建設業の人手不足が解消されないのではないか。これからも命を大事にして人手不足を解消していきたい。

西村明宏事務局長（自民）

安全衛生経費を下まで落とすといっても見積りを取るだけでは疑問である。国交省は実効ある対策を講じてほしい。

厚生労働省は、ガイドラインには記載されているが法令に無いものが多くあることから、仕分けが適切なのか、本当に守らなければならないものはガイドラインではなく法令に規定すべきだ。

中野正志幹事（自民）

現在、建設職人基本法に基づく安全対策に関する新年度予算、税制等の議論をしているが、国交省の認識度は高く、各自治体への対応を指導していくとの姿勢が見える。

礒崎陽輔参院議員（自民）

墜転落防止対策について、ガイドラインには明記されているが、法令に定められていないことがたくさんある。人の命の問題であり、この仕分けを含め、ガイドラインに明記されている事項についても躊躇することなく法令に格上げすることを検討してほしい。

藤末健三幹事長代理（無所属）

今回の欧州調査は、基本計画の中に「災害防止に関する諸外国の知見や施策の動向を適宜把握する」とあり、これは本来ならば政府が実施すべき。墜落・転落災害防止対策の充実強化については、「墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査・検討を行った上で速やかに実効性のある対策を講ずる」とあり、手すり先行工法の採用率の推移をみると、17年度では全体で44・7％の普及をみており、義務化、法令化も基本計画の考え方に基づいて実施してほしい。

建設職人基本法第13条にある建設工事の現場の安全性の点検等については今回の調査におけるコーディネーター等は含まれると思われる。是非、その観点からコーディネーター制度を分析、促進していただきたい。

榛葉加津也事務局次長（国民）

多くの国会議員が200人を超える方々が事故で亡くなっていることを知らないと思う。全ての国会議員は現場で頑張っている職人さんがいることで国家が成り立っていることから安全対策について議連を中心に超党派で広めていきたい。

片山大介幹事（維新）

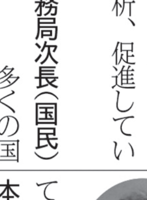

建設職人の皆様方の安全と健康確保を守っていきたい。

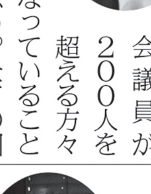

本村伸子幹事（共産）

国交省の検討会において、安全衛生経費を下請人まで確実に支払われるような実効性ある施策を検討されているが、建設職人基本法を制定した原点が骨抜きになるような結論を出さないようにお願いする。安全衛生経費の定義は、墜転落災害を防止するためにも足場を別枠で支払う対象にしないと、チェックすることができないことになる。発注者にも分かるようにしてほしい。

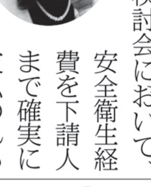

重徳和彦幹事（無所属）

自治体では自治体が発注する契約についての中身を決める公契約条例が推進されていることをふまえ、建設職人基本法に基づく都道府県計画策定に当たり、自治体が制定する公契約条例にも働きかけすることがポイントではないかと考える。

第７回建設職人基本法超党派国会議員フォローアップ推進会議

（所属・役職等は当時）

▶超党派議連幹部▷最高顧問・高村正彦前衆院議員▷議長・二階俊博衆院議員（自民）▷議長代行・井上義久衆院議員（公明）▷議長代理・林幹雄衆院議員（自民）▷同・増子輝彦参院議員（国民）▷幹事長・櫻田義孝衆院議員（自民）▷幹事長代理・福井照衆院議員（自民）▷同・伊藤渉衆院議員（公明）▷同・佐藤英道参院議員（公明）▷同・泉健太衆院議員（国民）▷同・藤末健三参院議員（無所属）▷同・川内博史衆院議員（立民）▷事務局長・西村明宏衆院議員（自民）▷事務局次長・牧島かれん衆院議員（自民）▷同・小宮山泰子衆院議員（国民）▷同・伊佐進一衆院議員（公明）▷同・榛葉加津也参院議員（国民）▷同・広田一衆院議員（無）▷幹事・上月良祐参院議員（自民）▷同・富田茂之衆院議員（公明）▷同・重徳和彦衆院議員（無）▷同・本村伸子衆院議員（共産）▷同・青柳陽一郎衆院議員（立民）▷同・青木愛参院議員（自由）▷同・又市征治参院議員（社民）▷同・中野正志参院議員（自民）▷同・片山大介参院議員（維新）

▶国土交通省▷北村知久大臣官房建設流通政策審議官▷小笠原憲一土地・建設産業局建設市場整備課長天野聡▷同建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室企画専門官▷同建設業課長高橋謙司▷岡村次郎大臣官房技術調査課長▷常山修治同建設システム管理企画室長▷川尻竜也同建設システム管理企画室課長補佐▷辻誠治大臣官房公共事業調査室長▷成田潤也住宅局住宅生産課木造住宅振興室長▷川端一生同住宅生産課企画専門官▷秋月聡二郎大臣官房官庁営繕部計画課長▷野口久同計画課営繕積算企画調整室長**▶厚生労働省**▷椎葉茂樹労働基準局安全衛生部長▷奥村伸人▷田中仁志同安全衛生部安全課長同労災管理課長▷佐々木邦臣同安全衛生部安全課建設安全対策室長▷東好宣同安全衛生部安全課建設安全対策室技術審査官▷内海奈穂子同労災管理課企画法令係長▷横田道明同補償課医療観察官**▶総務省**▷藤井雅文自治行政局地域力創造グループ地域政策課課長**▶経済産業省**▷大内聡大臣官房審議官▷縄田俊之製造産業局生活製品課住宅産業室長

▶日本建設職人社会振興連盟▷小野辰雄理事長▷伊藤庄平特別顧問▷篠田伸夫専務理事▷東尾正常務理事▷矢野進一理事▷小岸昭義青年部会長▷大仲孝明青年部副会長**▶全国建設労働組合総連合**▷勝野圭司書記長▷田久悟労働対策部長▷石田勝彦書記**▶全国中小建築工事業団体連合会**▷川井正仁専務理事**▶全国中小建設業協会**▷豊田剛会長**▶建設産業専門団体連合会**▷大木勇雄日本建設躯体工事業団体連合会常任理事▷道用光春常務理事**▶住宅生産団体連合会**▷柳求環境・安全部長**▶日本建設業連合会**▷北内正彦常務執行役▷木村健治安全部長**▶全国建設業協会**▷伊藤淳代表理事専務▷土屋良直常任参与**▶建設業労働災害防止協会**▷本山謙治技術管理部長